

令和4年4月11日（月）から17日（日） 春の火災予防運動を実施します！

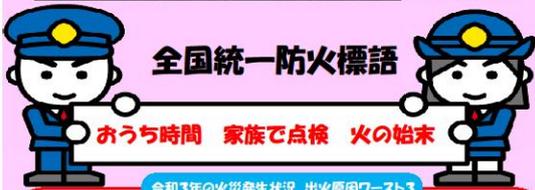
【春の火災予防運動】

「おうち時間 家族で点検 火の始末」を全国統一防火標語とし、当消防本部管内を含む青森県では令和4年4月11日（月）から17日（日）までの7日間にわたり、「春の火災予防運動」を実施します。

当消防本部令和4年春の火災予防運動チラシ

春の火災予防運動

令和4年4月11日（月）～4月17日（日）までの7日間



全国統一防火標語

おうち時間 家族で点検 火の始末

消防用設備等を点検しましょう！

消火器等の消防用設備等は、火災時にその機能を発揮することができるよう日常から点検を行うことが重要です。消防用設備等は、消防法により定期的に点検しその結果を消防署長等へ報告しなければなりません。不特定多数の者が出入りする特定防火対象物は1年に1回、それ以外の防火対象物は3年に1回の報告が必要になりますので、忘れずに実施しましょう。

また、消防用設備等の点検に関する資格がない方も、ご自分で点検と消防署等への報告書の作成を行うことが出来る消防用設備等点検アプリ(無料)も利用しましょう。



アプリに点検できる消防用設備等：消火器・消火器棚・非常警報装置
特定小規模施設用の自動火災報知設備

旧規格の消火器は設置できません！

旧規格消火器（適応火災のマークがイラストではなく文字表示のもの）は、令和4年1月1日以降、消防用設備として設置が認められません。まだ、新規格消火器への交換が終わっていない場合は速やかに交換してください。また古くなった消火器を廃棄する場合は、一般のごみ回収には出せませんので、指定引取場所へ持ち込むか、特定窓口へ引取りを依頼してください。詳細は消火器サイクル推進センターのホームページで確認してください。



八戸地域防犯協会 ポスター

幼年消防
園画コンクール
最優秀賞作品



火災予防啓蒙キャラクター
防災戦士 ダッシュ119

令和3年の火災発生状況 出火原因7-ースト3

 たき火 15件	 放火 14件	 電灯・電線等の配線 9件
--	---	---

放火火災防止対策

毎年全国で出火原因の上位になるのが「放火」です。当消防本部管内でも令和3年は2位、令和2年は1位となっています。

また近年では、大阪市北区の雑居ビル火災や京都アニメーション放火等、多数の死者が出た放火火災が発生していますので、特に注意が必要です。

対策

- ・死傷となる場所に燃えやすい物を置かない
- ・従業員や警備員による巡回を実施する
- ・「放火火災対策強化中」など注意喚起表示をする
- ・建物の周りに燃えやすい物を置かない
- ・センサーライトや防犯カメラを設置する



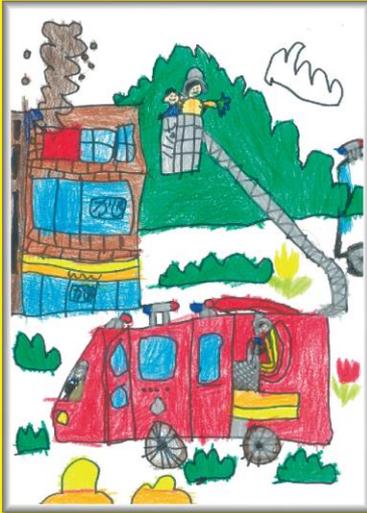
消防本部HP
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 消防本部・消防署 / 八戸地域防犯協会
お問い合わせ先: 消防本部 予防課 TEL: 0178-44-2133
掲載日時: 八戸市、三戸市、五戸市、五戸町、黒川町、黒川町、黒川町、黒川町(1年4月1日)

防災協会HP
QRコード

おうち時間 家族で点検 火の始末

**幼年消防
図画コンクール
最優秀賞作品**

（八戸地域防災協会会長賞）
あゆみ保育園幼年消防クラブ
かわぐち なつきさん



（八戸地域幼年消防クラブ連絡協議会会長賞）
こぞくら保育園幼年消防クラブ
にしむら いおりさん



【住宅防火について】

火災による被害を減らすためには、一人ひとりが普段の生活の中で、防火に対する意識を高め、火災予防の対策を行うことが重要です。「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を参考に身の回りの火災予防について確認しましょう。

「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」

4つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く



6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防炎品**を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う

【野焼きについて】

農業等を営むための刈枝等の焼却等、例外として認められる場合もありますが、野焼きを含む焼却行為は**禁止**されています。野焼きの拡大や焼却後の不始末から付近の枯草等へ燃え広がり、建物や林野にまで至る**大規模な火災**になっている場合もあります。

例外となる焼却を行う場合には、次のことを守りましょう。

- ①焼却前にあらかじめ管轄の消防機関へ「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為届出書」を2部提出する。
- ②空気が乾燥していたり、風が強い日には焼却しない。
- ③消火の準備をし、焼却中は絶対に離れず、焼却後には完全に消火する。
- ④焼却により発生した煙等が近隣住民の生活環境に支障を来した場合には、ただちに焼却を中止する。



■お問い合わせ先■

八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部予防課

TEL : 0178-44-2133 / FAX : 0178-44-1196

